

参 考 资 料

地方の資産・債務改革について

平成19年2月26日

総務省自治財政局

地方公共団体の資産・債務改革の位置付け①

行政改革の基本方針（平成17年12月24日閣議決定）

5 政府資産・債務改革

（5）地方における取組

地方においても、国と同様に資産・債務改革に積極的に取り組む。各地方公共団体の資産・債務の実態把握、管理体制状況を総点検するとともに、改革の方向と具体的施策を明確にする。総務省は、各地方公共団体と協議しつつ、目標と工程表の作成などの改革を推進するよう要請する。

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）

（地方公共団体における取組）

第六十二条 地方公共団体は、第五十八条から第六十条までの規定の趣旨を踏まえ、その地域の実情に応じ、次に掲げる施策を積極的に推進するよう努めるものとする。

- 一 当該地方公共団体の資産及び債務の実態を把握し、並びにこれらの管理に係る体制の状況を確認すること。
- 二 当該地方公共団体の資産及び債務に関する改革の方向性並びに当該改革を推進するための具体的な施策を策定すること。

2 政府は、地方公共団体に対し、前項各号の施策の推進を要請するとともに、企業会計の慣行を参考とした貸借対照表その他の財務書類の整備に関し必要な情報の提供、助言その他の協力を行うものとする。

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）

第3章 財政健全化への取組

1. 歳出・歳入一体改革に向けた取組

（3）改革の原則と取組方針

原則6「資産圧縮を大胆に進め、バランスシートを縮小する」

・ 最大限の資産売却を進める。資産売却収入は原則として債務の償還に充当し（ストックはストックへ）、債務残高の縮減に貢献する。また、資産債務を両建てで縮減し、金利変動リスクを軽減する。地方にも同様の改革を要請する。

2. 「簡素で効率的な政府」への取組

（資産・債務の管理に必要な公会計制度の整備）

・ 資産・債務の管理に関し、政府においてこれまでに整備されてきた財務書類の一層の活用を図るとともに、国、地方、独立行政法人等の財務情報の整備を一体的に推進する。

（特別会計改革の推進等）

・ 公会計制度について複式簿記のシステム化の検討を行うなどその整備を促進するとともに、財務書類の公表を迅速化させ分析・活用を図る。地方には、国の財務書類に準拠した公会計モデルの導入に向けて、団体規模に応じ、従来型モデルも活用しつつ、計画的に整備を進めるよう要請する。

地方公共団体の資産・債務改革の位置付け②

地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針（平成18年8月31日総務事務次官通知）

第3 地方公会計改革（地方の資産・債務管理改革）

地方公共団体における公会計改革及び資産・債務改革については、行政改革推進法及び「基本方針2006」を踏まえ、各団体において、以下の項目について取り組みを行うこと。

1 公会計の整備

地方公共団体の公会計の整備については、新地方行革指針等に基づき、バランスシート及び行政コスト計算書の活用等を一層進めるとともに、公営企業や第三セクター等を含めた連結バランスシートの作成・公表に積極的に取り組むよう要請してきたところであるが、行政改革推進法第62条第2項においては、「政府は、地方公共団体に対し、（中略）企業会計の慣行を参考とした貸借対照表その他の財務書類の整備に関し必要な情報の提供、助言その他の協力を行うものとする」と規定され、また、「基本方針2006」においては、「資産・債務の管理に必要な公会計制度の整備について、地方においては、国の財務書類に準拠した公会計モデルの導入に向けて、団体規模に応じ、従来型モデルも活用しつつ、計画的に整備を進める」こととされている。

以上を踏まえ、各地方公共団体においては、「新地方公会計制度研究会報告書」が示すように、原則として国の作成基準に準拠し、発生主義の活用及び複式簿記の考え方の導入を図り、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表の整備を標準形とし、地方公共団体単体及び関連団体等も含む連結ベースで、「地方公共団体財務書類作成にかかる基準モデル」又は「地方公共団体財務書類作成にかかる総務省方式改訂モデル」を活用して、公会計の整備の推進に取り組むこと。その際、取り組みが進んでいる団体、都道府県、人口3万人以上の都市は、3年後までに、取り組みが進んでいない団体、町村、人口3万人未満の都市は、5年後までに、4表の整備又は4表作成に必要な情報の開示に取り組むこと。

なお、現在「新地方公会計制度実務研究会」を設置し、「新地方公会計制度研究会報告書」で示されたモデルの実証的検証及び資産評価方法等の諸課題について検討した上で、財務書類の作成や資産評価に関する実務的な指針について、別途通知する予定であるので留意すること。

※菅総務大臣は先の臨時国会において、少しでも早く公会計の整備をすべきとの認識を示したところ。

2 資産・債務管理

地方公共団体の資産・債務管理については、各団体において債務圧縮や財源確保を図るため、未利用財産の売却促進等に取り組んでいるところであるが、簡素で効率的な政府を実現し、債務の増大を圧縮する観点から、地方も国と同様に資産債務改革に一層積極的に取り組むことが必要である。行政改革推進法第62条第1項においては、地方公共団体においても国の資産・債務管理に関する規定の趣旨を踏まえ、その地域の実情に応じ、資産・債務の実態把握や管理体制の状況を確認するとともに、資産・債務改革の方向性と具体的な施策を策定することとされている。

国においては、国有財産の売却等により国の資産（道路、河川等の公共用財産等を除く。）の圧縮を図るとともに、民間の知見を積極的に活用しつつ、資産・債務の管理の在り方を見直すこととされており、上記の改革の具体的内容、手順及び実施時期を平成18年度中に策定、公表することとされている。

以上を踏まえ、各地方公共団体においては、財務書類の作成・活用等を通じて資産・債務に関する情報開示と適正な管理を一層進めるとともに、国の資産・債務改革も参考にしつつ、未利用財産の売却促進や資産の有効活用等を内容とする資産・債務改革の方向性と具体的な施策を3年以内に策定すること。

(1) 公有財産台帳の整備

＜媒体＞ 公有財産台帳は、都道府県・政令市ではほぼ電子化されているが、町村では約8割が紙ベース

＜金銭評価の有無＞ 財産の金銭評価は、都道府県ではほとんど実施しているが、町村では約半数で未実施

＜再評価の有無＞ 都道府県では約6割が定期的に再評価しているが、町村は多くが取得価格のみ

→ 公有財産の金銭評価について、公会計の整備とともに進めていくことが重要

(2) 売却可能財産の把握と公表

＜把握状況＞ 売却可能資産は、都道府県・政令市では概ね把握されているが、町村では約4割が未把握

＜公表状況＞ 売却可能資産の情報は、都道府県の半数以上がホームページに掲載しているが、市区町村では6割以上が未公開

→ インターネットの活用も進むが、より広く情報提供を行うことが重要

(3) 未利用地の売却

＜目標の設定＞ 未利用地の売却目標を計画で設定しているのは、都道府県で4分の3、市区町村では2割程度

→ 地方公共団体によって、未利用地の面積や資産価値などは大きく状況が異なるが、売却すべきものは、それぞれ計画的に売却を進めることが重要

地方における資産・債務改革の手順等

・資産・債務の実態把握と情報開示

行政改革推進法 § 62① I

「当該地方公共団体の資産及び債務の実態を把握し、並びにこれらの管理に係る体制の状況を確認すること」

・ 国に準拠した公会計の整備

(地方公共団体のための新たな公会計モデルについて、「新地方公会計制度実務研究会」において、現在マニュアル等を準備中)

・資産・債務改革の方針の策定

行政改革推進法 § 62① II

「当該地方公共団体の資産及び債務に関する改革の方向性並びに当該改革を推進するための具体的な施策を策定すること。」

・ 18年度中に定められる国の資産・債務改革の具体的内容の情報提供

・ ストックに関する新たな財政指標(将来負担比率)の算定等

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律(案)を準備中)

・資産・債務改革についての具体的な施策を策定

行政改革推進法 § 62① II

「当該地方公共団体の資産及び債務に関する改革の方向性並びに当該改革を推進するための具体的な施策を策定すること。」

・ 地方公共団体における先進的な事例についての情報提供

(民営化、PFI、資産売却、ネーミングライツ等)

地方公共団体の財務書類の整備状況

※ 平成18年5月31日現在において「作成済み」の団体数・割合

	都道府県		指定都市		指定都市を除く市区町村	
	16年度版	(参考) 15年度版	16年度版	(参考) 15年度版	16年度版	(参考) 15年度版
普通会計バランスシート	47団体 (100.0%)	45団体 (95.7%)	14団体 (100.0%)	13団体 (100.0%)	956団体 (52.3%)	1230団体 (48.6%)
行政コスト計算書	45団体 (95.7%)	43団体 (91.5%)	14団体 (100.0%)	13団体 (100.0%)	554団体 (30.3%)	636団体 (25.1%)
各地方公共団体全体の バランスシート (普通会計＋公営事業会計)	47団体 (100.0%)	30団体 (63.8%)	14団体 (100.0%)	12団体 (92.3%)	160団体 (8.7%)	187団体 (7.4%)
連結バランスシート (普通会計＋公営事業会計＋組合＋地方独立行政法人＋地方三公社＋第3セクター(原則50%以上出資))	47団体 (100.0%)	8団体 (17.0%)	14団体 (100.0%)	2団体 (15.4%)	62団体 (3.4%)	55団体 (2.2%)

※ 「指定都市」数は16年度＝14団体、15年度＝13団体。

「指定都市を除く市区町村」数は、16年度＝1, 829団体、15年度＝2, 531団体。

新地方公会計制度研究会報告書（平成18年5月18日）のポイント

1 制度整備の目的

- ① 資産・債務管理 ② 費用管理 ③ 財務情報のわかりやすい開示
- ④ 政策評価・予算編成・決算分析との関係付け ⑤ 地方議会における予算・決算審議での利用

2 基本的考え方

◆ 国の財務書類に準拠した公会計モデルを提案

◇ 発生主義の活用、複式簿記の考え方の導入

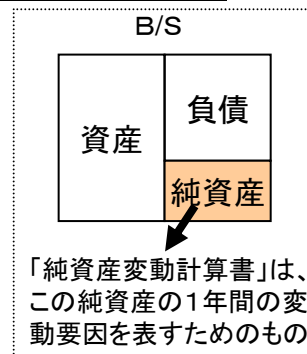
◇ 貸借対照表(B/S)、行政コスト計算書(P/L)、資金収支計算書(CF)、純資産変動計算書の4表を作成

◇ このための基準モデルを提案。なお、現行総務省方式の改訂モデルも提案

◆ 4表の整備又は4表作成に必要な情報の開示を要請

◇ 先進団体、都道府県、人口3万人以上の都市 → 3年を目途に(※1)

◇ 未作成団体、人口3万人未満の都市、町村 → 3年程を準備期間として(※2)



3 実施に当たって

◆ 実務レベルの検討の場を早急に設置 → 導入円滑化策や問題点を把握

地方行革新指針(平成18年8月31日総務事務次官通知)では、(※1)は「3年後までに」、(※2)は「5年後までに」としている。

4 今後の課題

◆ 監査のあり方

◆ 基準モデルの改定

新地方公会計制度実務研究会における検討状況

新地方公会計制度実務研究会

「新地方公会計制度研究会報告書」（平成18年5月18日）を踏まえ、実務的な観点から同報告書で示されたモデルの実証的検証及び資産評価方法等の諸課題について検討（平成18年7月12日設置）

<検討状況>

○地方公共団体財務書類作成に係るモデルの実証的検証

「基準モデル」（倉敷市において実証的検証）

・普通会計開始貸借対照表の作成

→固定資産（普通財産及び行政財産）等の資産・債務の洗い出し、価額の算定、資産台帳の整備

・歳入歳出データ（財務会計システム）を公会計の仕訳に変換

「総務省方式改訂モデル」（浜松市において実証的検証）

・売却可能資産（普通財産）について、価額を算定した上で、従来の総務省方式による決算統計データと置き換え

・資産評価・台帳整備は段階的に実施

→いずれのモデルも、売却可能資産を含めた資産の実態把握と情報開示を行うものであり、資産の売却・有効活用のために必要な情報を提供するもの

→所要の調整を行った上で、地方における財務書類の作成、両モデルに共通した資産評価を行うことができるよう、マニュアル等を準備

（構成員）

（敬称略：五十音順）

跡田 直澄（慶應義塾大学商学部教授）（座長）

泉澤 俊一（日本公認会計士協会地方公共団体会計検討プロジェクトチーム作業部会長）

桜内 文城（新潟大学経済学部助教授）

高林 泰秀（浜松市財政部副参事）

竹内 道宏（倉敷市総合政策局企画財政部財政課課長主幹）

森田 祐司（日本公認会計士協会地方公共団体会計専門部会前部会長）

和田 義博（日本公認会計士協会公会計担当常務理事）

モデル団体における資産評価の手法等の検討

◆ 新地方公会計制度実務研究会の各モデル団体において、貸借対照表へ反映するための様々な資産評価の方法を試行

○倉敷市の取組例

- (1)土地、立木竹、建物、工作物(道路、農道、林道、橋りょう、トンネル、立体交差、人工地盤、公園施設、池沼、河川、水路、港湾・漁港、プール、防火水槽)、機械器具(ごみ焼却施設・ポンプ設備・その他の機械器具)について、価額算定を実施。
- (2)再調達価額の算定方法として、事業費方式(河川・水路等)、保険金額方式(建物・立木竹)、標準単価方式(道路・プール等)、市実績単価方式(水路・橋りょう等)、固定資産税評価額方式(宅地は大字単位の平均単価、他は市の地目別平均単価)を活用。

○浜松市の取組例

- (1)売却可能資産の把握について、段階的に公有財産の資産評価を行い、貸借対照表に反映することとし、初年度については、普通財産の売却可能資産を把握。インフラ資産を除く行政財産について、今後普通財産に準じて評価。
- (2)資産評価にあたっては、全市町村で対応可能な方法とする。
例えば土地について、500㎡以上の土地(全体の約8割)については、路線毎及び状況類似区域毎(一定の区画)に設定されている固定資産税の路線価を0.7で割り戻し、対象面積を乗じて算出し、500㎡未満の土地については、全市域を16地区に区分し、その平均評価額を0.7で割り戻した上で、各地区の対象面積を乗じて算出。

◆ 公会計改革の体系化の試み

○「浜松市公会計改革にかかるアクションプラン」(平成18年12月～平成21年度)

- (1)わかりやすく包括的な市財政の開示
- (2)新たな財政指標の導入
- (3)事業別・施設別バランスシート、行政コスト計算書の導入
- (4)新財務会計システムの導入
- (5)新公会計基準の反映
- (6)監査体制の充実
- (7)マネジメントサイクルへの活用
- (8)公会計改革を通じた職員意識の改革
- (9)その他今後の課題 → 資産の圧縮及び有効活用の検討

地方公共団体等の施設のネーミングライツ（命名権）の売却事例

【事例】大分県（県立総合文化センター、総合競技場のネーミングライツ導入）

大分県資料より作成

①売却までの経緯

- ネーミングライツ導入の背景
「大分県行財政改革プラン」において、両施設の収入確保策として「ネーミングライツの導入」を掲げる。
- 導入の準備
 - ・導入予備調査（平成16年2月～3月） …… 市場動向、導入事例、取引構造、導入可能性、課題、導入のポイント
 - ・導入計画調査（平成16年6月～8月） …… 導入手法、導入計画、マーケティングプラン、セールスシート
- 公募の開始
平成16年11月、県ホームページに公募情報掲載、知事定例記者会見にて発表
【希望条件】 総合文化センター：5年間、5千万円／年、総合競技場：5年間、1億円／年

②売却先の決定

- 総合文化センターの場合
 - ・平成16年11月、三和酒類（株）1社から応募。契約合意。
 - ・契約期間：平成17年4月から5年間。契約金額：5千万円／年。
 - ・名称変更：「大分県立総合文化センター」→「iichiko総合文化センター」、「大ホール」→「iichikoグランシアタ」他
- 総合競技場の場合
 - ・募集期間延長後、平成18年2月、九州石油（株）1社から応募。契約合意。
 - ・契約期間：平成18年3月から3年間。契約金額：7千万円／年。
 - ・名称変更：「大分県立総合競技場」→「九州石油ドーム」、「サブグラウンド」→「ストークグラウンド」他

③売却による効果（大分県による分析）

- 行政のメリット
 - ・両施設合計で年間7千万円以上の収支改善、収入を事業に活用して文化・スポーツの振興 等
- 企業のメリット
 - ・地域貢献による企業イメージの形成、報道等によるPR効果、消費者へのPR機会 等
- 県民のメリット
 - ・県施設と企業の連携による、文化行事・スポーツ教室等の開催、県民主催・参加行事への支援 等

地方公共団体等の施設のネーミングライツ（命名権）の売却事例

	団体名	旧名称・売却内容	新名称	契約年数	金額
競技場・野球場	神戸市	グリーンスタジアム神戸	①Yahoo! BBスタジアム ②スカイマークスタジアム	2年 3年	年間1億円 合計2億円
	横浜市	横浜国際総合競技場	日産スタジアム	5年	年間4億7,000万円
	宮城県	宮城球場	フルキャストスタジアム宮城	3年	年間2億円
	千葉市	蘇我球技場	フクダ電子アリーナ	5年半	初年度3,000万円 以降7,000万～1億2,000万円
	仙台市	仙台スタジアム	ユアテックスタジアム仙台	3年	年間7,000万円
	大分県	大分スポーツ公園総合競技場	九州石油ドーム	3年	年間7,000万円
	鹿児島県日置市	伊集院総合運動公園伊集院ドーム	チェスト小鶴ドーム	4年半	年間200万円
	神戸市	神戸ウイングスタジアム	ホームズスタジアム神戸	3年	年間7,000万円
	新潟県	新潟スタジアム	東北電力ビッグスワン	3年	年間1億2,000万円
北海道	真駒内公園屋内、屋外競技場	真駒内セキスイハイムアリーナ、 セキスイハイムスタジアム	3年	協議中	
文化施設	大分県	総合文化センター	iichiko総合文化センター	5年	年間5,000万円
	山梨県韮崎市	文化ホール	東京エレクトロン韮崎文化ホール	5年	年間600万円
	鹿児島県	文化センター	宝山ホール	5年	年間2,000万円
	渋谷区	渋谷公会堂	渋谷C. C. Lemonホール	5年	年間8,000万円
停留所	富山ライトレール	富山ライトレール停留所名称	インテック本社前、栗島	永年	1,500万円程度
	神戸市	市バス停留所副呼称	鷹取町(マルアイ前)	3年	年間36万円
	函館市	市電停留所副呼称	魚市場通(函館信金本店前)	非公表	非公表

その他の資産売却・活用に関する取組

◎ ネーミングライツの売却のほか、職員宿舎の廃止・売却、ネットオークション、リースバックなどの取組も行われている。

【首長公舎、職員宿舎、県外事務所の廃止・売却等】

- ・H13～17までの5年間に100近い団体で、首長公舎・職員宿舎・県外事務所を売却
- ・新潟県の取組

東京都内の職員宿舎の土地・建物に係る信託受益権をSPVに譲渡する一方、新たに建設される建物の一部を職員宿舎として10年間提供を受け、その差額の支払いを受けるもの（譲渡金額約25.5億円）。

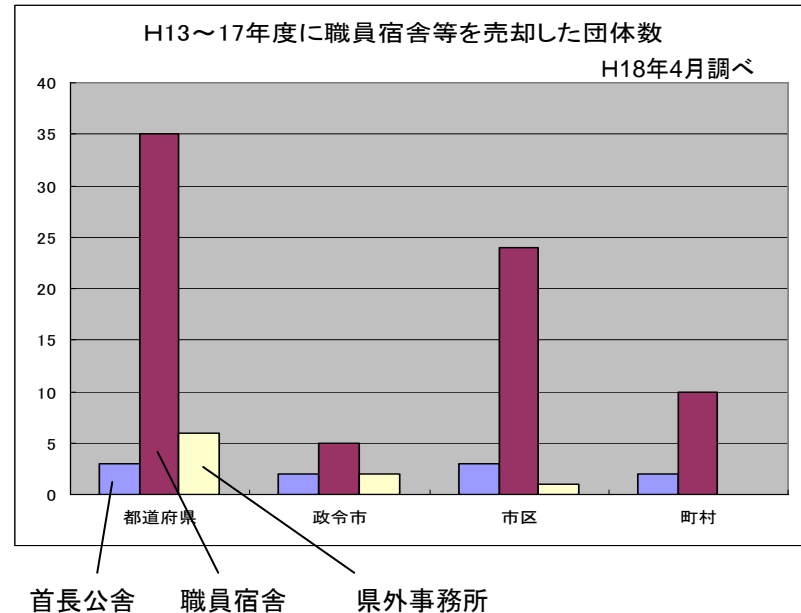
【ネットオークションの活用】

- ・多くの団体で、インターネットを活用し、滞納者からの差押財産の公売や、土地・建物等の公有財産の入札を実施

「Yahoo!オークション」では、平成19年2月21日現在、30都道府県、89市町村、3一部事務組合が物品公売を、7県3市が公有財産の入札を実施中

【リースバック】

- ・神奈川県（平成11年～15年に、職員宿舎・児童遊園地等について実施）
- ・那覇市（平成15年から、新都心銘苅庁舎について実施）



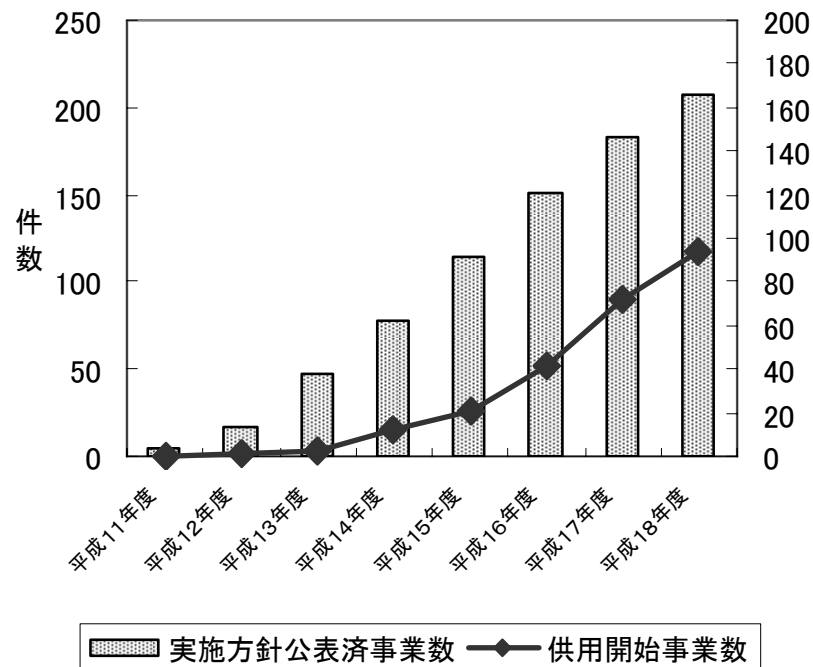
地方公共団体におけるPFI事業の推移について

平成19年1月23日現在

	実施方針公表事業数 (※)		供用開始事業数	
	年度	累計	年度	累計
平成11年度	4	4	0	0
平成12年度	13	17	1	1
平成13年度	31	48	2	3
平成14年度	29	77	9	12
平成15年度	38	115	9	21
平成16年度	36	151	20	41
平成17年度	32	183	31	72
平成18年度	24	207	22	94

※:実施方針公表後に中止となった8件を含む。

累計事業数



地方公営企業における民間的経営手法等の導入促進について

地方公営企業の経営の総点検について（平成16年4月13日総務省自治財政局公営企業課長通知）

第2 サービス供給の在り方の再検討と民間的経営手法の導入促進

第1の総点検を進めるに当たっては、地方公営企業が公共サービスを提供する企業であるとともに、経営の効率化、活性化のためには地方公営企業における民間的経営手法の導入が極めて有効であるという観点から、特に以下の事項に留意されたい。

1 地方公営企業形態によるサービス供給の適否の再検討

まず、サービス供給自体の継続の適否について、事業やサービスの内容が住民ニーズや社会経済情勢に対応したものとなっているか、当初の事業目的が既に達成されていないか等の観点から再検討する必要がある。

その上で、サービス供給を継続する必要性が認められる場合にあっても、現在の地方公営企業形態によるサービス供給を維持することの適否について再検討することが必要である。とりわけ、公共性の確保等地方公営企業形態でサービスを供給する意義が薄れている場合、収支が中長期的に拡散し他会計からの繰入が増加することが不可避と思われる場合等には、住民のニーズや地域の実情等を踏まえながら、各団体・企業が自ら直接に実施する必要があるかという原点に立ち戻り、民間への事業譲渡等の選択肢を含め検討する必要がある。

2 民間的経営手法の導入促進

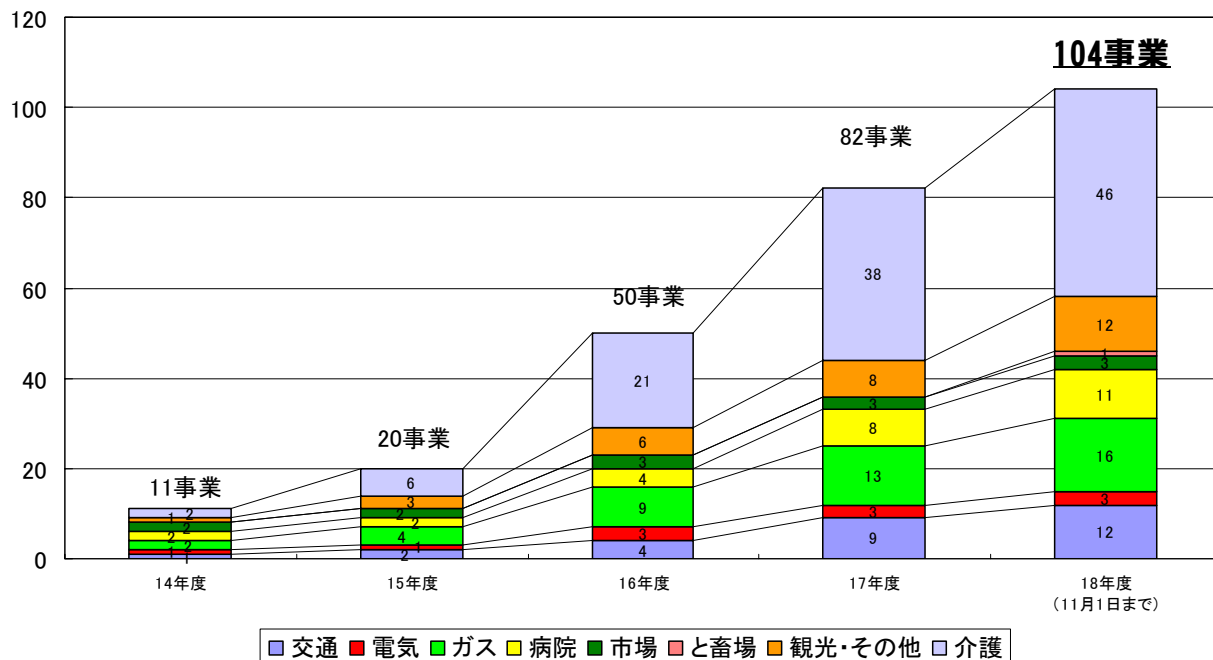
地方公営企業形態でサービス供給を継続する場合にあっても、事業の公共性及び一定のサービス水準の確保を前提としつつ、経営の自立性を高め、あるいは市場競争原理を取り入れて経営の効率化、活性化を図る手法の導入を促進すべきである。

具体的には、昨年、地方自治法の改正によって、公の施設の指定管理者制度が導入され、また、本年4月地方独立行政法人法が施行され、地方公営企業から地方独立行政法人への移行が可能となる等、地方公営企業に係る各種サービス供給手法の整備がなされたところである。また、既存のPFI事業、アウトソーシング(外部委託)等についてもその導入成果が上がってきているところである。このような状況を踏まえ、各団体・企業においては、これら民間的経営手法の導入について早急に検討を進められたい。その際、第1の総点検チェックリストにおける該当部分を参考にして頂きたい。

地方公営企業の民営化・民間譲渡の実施状況

- ◆ 過去5年間(平成14年4月～平成18年11月)の民営化事例は104事業
- ◆ 主な事業は介護サービス事業(46事業)、ガス事業(16事業)等

(1) 民営化・民間譲渡の実施状況(累計)



(2) 地方公共団体における主な事例

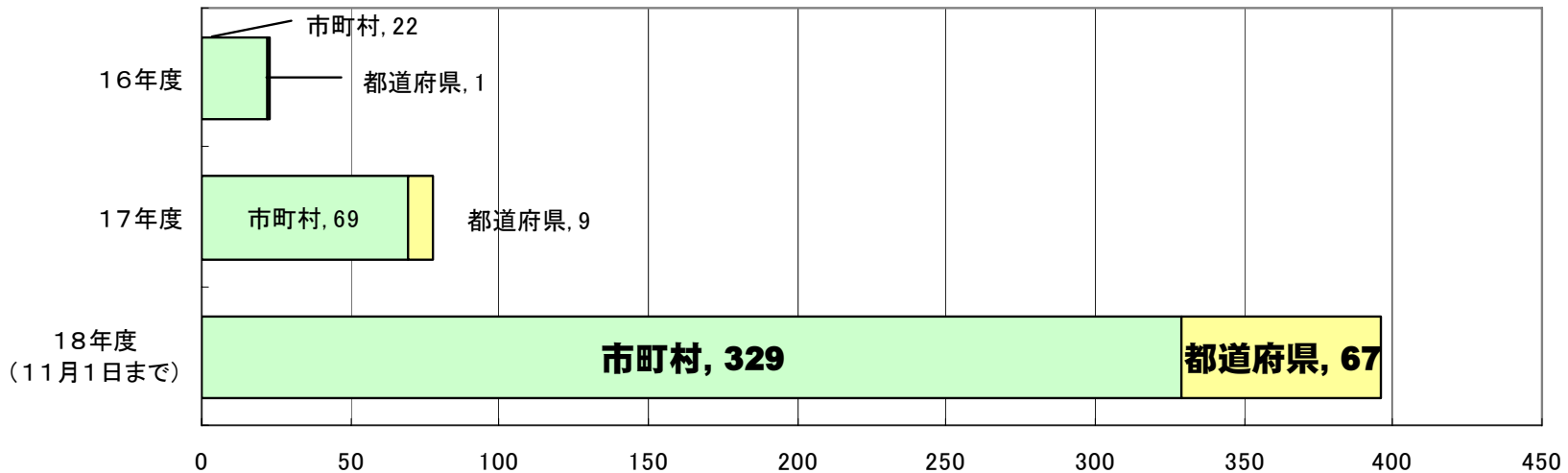
団体名	事業名	事業の譲渡規模	譲渡時期	譲渡価格
沖縄県	病院事業	一部を譲渡	平成18年4月	約11億2,400万円
川崎市	交通事業	2路線を譲渡	平成18年5月	無償
北海道北見市	ガス事業	全部を譲渡	平成18年4月	約2億4,600万円
鹿児島県中種子町	介護サービス事業	全部を譲渡	平成18年4月	無償

地方公営企業における指定管理者制度の導入状況

- ◆ 指定管理者制度を導入済みの事業は396事業(平成18年度)
- ◆ 主な事業は駐車場事業(105事業)、介護サービス事業(83事業)等

※指定管理者制度:地方自治法第244条の2第3項に基づいて公の施設の管理を地方公共団体が指定する者(指定管理者)に行わせることができるとする制度。民間企業や各種法人など幅広い団体を指定管理者として指定することが可能。

(1) 指定管理者制度の導入状況



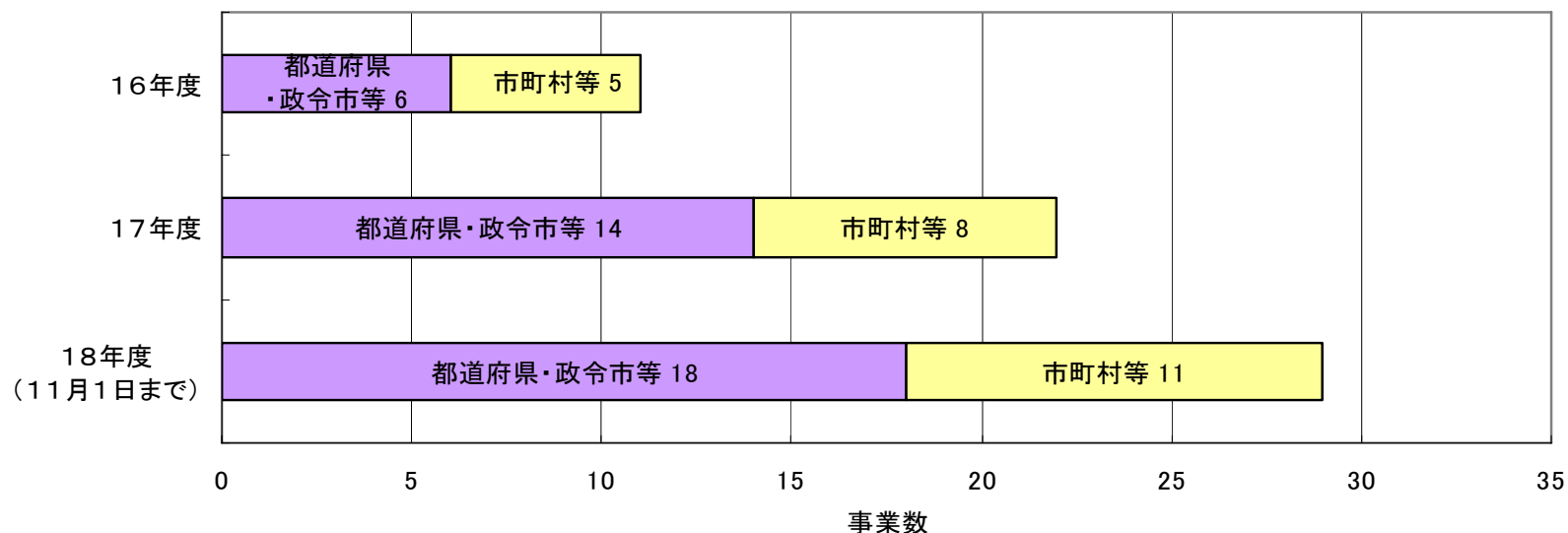
(2) 地方公共団体における主な事例

団体名	事業名	導入時期	指定管理者の性格
福井県	宅地造成事業	平成18年4月	公社
大阪市	駐車場事業	平成18年4月	民間事業者
岐阜県高山市	水道事業	平成18年4月	民間事業者
京都府精華町	病院事業	平成18年4月	民間事業者

地方公営企業におけるPFI(民間資金等活用事業)の導入状況

- ◆ PFI事業を導入済みの事業は29事業(平成18年度)
- ◆ 主な事業は下水道事業(8事業)、病院事業(6事業)、水道事業(5事業)等

(1)PFIの導入状況



(2)地方公共団体における主な事例

団体名	事業名	導入時期	事業方式
埼玉県	水道事業	平成16年12月	BTO方式
高知県・高知市病院企業団	病院事業	平成14年12月	本館:BTO方式 その他の施設:BOT施設
大阪府富田林市	下水道事業	平成17年12月	BTO方式

※BTO方式…PFIの事業方式の一つで、民間事業者が自らの資金で対象施設を建設し(Build)、完成後すぐに公共に所有権を移転するが(Transfer)、維持運営は民間で行う(Own)形式のこと。

BOT方式…PFIの事業方式の一つで、民間事業者が自らの資金で対象施設を建設し(Build)、維持管理・運営を行い(Own)、事業終了後に所有権を公共へ移転する(Transfer)形式のこと。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（案）の考え方について

新しい法制（案）

（健全財政）

現行制度

健全段階

- 指標の整備と情報開示の徹底
 - ・フロー指標：実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率
 - ・ストック指標：将来負担比率＝公社・三セク等を含めた実質的負債による指標
- 監査委員の審査に付した上で公表

財政の早期健全化

- 自主的な改善努力による財政健全化
 - ・財政健全化計画の策定（議会の議決）、外部監査の要求の義務付け
 - ・実施状況を毎年度公表
 - ・早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣又は知事が必要な勧告

財政の再生

- 国等の関与による確実な再生
 - ・財政再生計画の策定（議会の議決）、外部監査の要求の義務付け
 - ・財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意を求めることができる
 - 【同意無】
 - ・災害復旧事業等を除き、地方債の起債を制限
 - 【同意有】
 - ・収支不足額を振り替えるため、償還年限が計画期間内である地方債（再生振替特例債）の起債可
 - ・財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、予算の変更等を勧告

公営企業の経営の健全化

- <現行制度の課題>
- ・早期是正・再生という観点からの分かりやすい財政情報の開示や正確性を担保する手段が不十分
 - ・再建団体の基準しかなく、早期是正機能がない
 - ・普通会計を中心にした収支（フロー指標）の指標のみで、ストック（負債等）の財政状況に課題があっても対象とならない
 - ・公営企業にも早期是正機能がない等の課題

地方財政再建促進特別措置法

- 赤字団体が申出により、財政再建計画を策定（総務大臣の同意が必要）
 - ※赤字比率が5%以上の都道府県、20%以上の市町村は、法に基づく財政再建を行わなければ建設地方債を発行できない
- 公営企業もこれに準じた再建制度（地方公営企業法）

（財政悪化）

新たな財政指標と資産・債務改革

1. 新たな財政指標の導入と財政情報の開示の徹底

(2) 具体的な指標の考え方

① フロー指標

… 他方、地方公共団体が設けている特別会計の中には、実質収支(赤字)比率の指標で捉えきれない会計もある。地方公共団体全体の赤字を把握し、これを住民に開示することが、当該地方公共団体の財政運営上の課題を把握し、チェック機能を働かせるためにも重要であり、また、当該団体全体の財政運営責任という観点からも、地方公共団体が設けている各会計をカバーする新たなフロー指標を整備すべきである。 …

② スtock指標

収支や公債費負担について現状では健全であっても、実質的な債務が増大することにより、将来の収支や公債費負担に重大な影響を与える可能性については、フロー指標では捉えきれない場合があることから、そのような事態を未然に防止し、中長期的な視点に立った財政の健全性を確保するため、地方公共団体の実質的な負債と当該団体の財政規模等の償還能力を比較するStock指標を新たに整備すべきである。

その際、当該団体の普通会計が直接負担するものに加え、現在の地方公共団体の行政活動の多様化に対応し、公営企業、一部事務組合、地方独立行政法人、地方公社、第三セクター等も含め、客観的に普通会計が負担する蓋然性の高いものは実質的な負債として捉えるべきである。

「新しい地方財政再生制度の整備について」(平成18年12月8日 新しい地方財政再生制度研究会(座長:宮脇淳 北海道大学公共政策大学院長))より抜粋

Stockに関する新たな財政指標を導入すれば、資産・債務改革との関係では、

- 将来の財政負担の度合いを地方債現在高などのStockベースで捉えることにより、自らの債務の抑制とそれに資する資産売却等へのインセンティブを高めることとなる。
- 公営企業、一部事務組合、地方独立行政法人、地方公社、第三セクター等も含め、客観的に普通会計が負担する蓋然性の高いものは実質的な負債として捉えることにより、公営企業や法人の経営のあり方を見直すインセンティブを与えることとなる。

フロー・ストック指標の対象範囲のイメージ

現行指標の対象範囲

指標の対象範囲(イメージ)

実
質
赤
字
比
率
対
象
外
会
計
(
不
良
債
務
会
計
別
)

実
質
赤
字
比
率
連
結
実
質
赤
字
比
率
実
質
公
債
費
比
率
将
来
公
債
担
比
率
資
金
不
足
比
率
(
会
計
別
)

普通会計

一般会計

特別会計(公営事業会計を除く)

・公債管理特別会計・母子寡婦福祉特別会計 等

公営事業会計

○収益事業 ○その他(公立大学附属病院事業・地財法上の公営企業以外の事業かつ地公企法の非適用事業)

○国民健康保険事業、介護保険事業 等

公営企業会計

○地財法上の公営企業(§6)かつ地公企法の非適用事業
・地公企法非適用の下水道事業、観光施設事業、港湾整備事業、宅地造成事業 等

地方公営企業法

○地公企法の任意適用事業(§2③)
・地公企法適用の下水道事業等

○地公企法の一部適用事業(§2②) ・病院事業
○地公企法の当然適用事業(§2①)
・水道事業、交通事業など7事業

一部事務組合等

○一部事務組合・広域連合

○地方独立行政法人
○地方三公社
○第三セクター

率